

(別紙1)

## 介護老人保健施設とわだ 重要事項説明書

令和 4年 4月 1日現在

《はじめに》

### (1) 介護保険証の確認

※ 説明を行うにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### (2) 介護老人保健施設サービス（入所）についての概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば在宅で生活できる状態になるか、という施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保護者の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくこととなります。

#### ◇医 療

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としています。

医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

#### ◇機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

#### ◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

#### ◇生活サービス

当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設とわだ
・開設年月日	平成19年12月1日
・所在地	青森県十和田市大字洞内字長田60番の6
・電話番号	0176(27)3131
・ファックス番号	0176(27)3139
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(0250680048)

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練及び栄養管理、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの「介護保健施設サービス」を提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになりますし、1日でも早く在宅での生活に戻ることができるよう支援すること、また利用者が在宅での生活を1日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーションや短期入所療養介護といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [介護老人保健施設とわだの運営方針]

「当施設は、介護保険法の理念に基づき、在宅において常時の介護を受けることが困難な方に、施設入所、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護において、利用者の心身諸機能の改善や日常生活の質の向上のため、「明るく」「楽しく」をモットーとして、利用者の様々なニーズに応じたケアサービス及び生活サービスを提供し、利用者の生きがいを高め、自立への意欲を支援することを目的とする。」

また、当施設は、地域に根ざした施設として、ボランティアの指導育成、家族介護教室等を積極的に企画実施するものである。」

#### (3) 施設の職員体制

・管理者	1名
・医師	1名（管理者兼務）
・薬剤師	1名（非常勤）
・看護職員、介護職員	常勤換算 33.4名以上 (但し、夜勤体制加算を算定できる体制で人員配置)
・支援相談員	1名以上配置
・介護支援専門員	1名以上配置
・管理栄養士	1名
・リハビリ有資格者	1名以上で、実情に応じて必要数を配置
・その他	事務員

#### (4) 入所定員等

・一般棟	60床	・従来型個室（一人部屋）	12室
		・多床室（二人部屋）	4室
		・多床室（四人部屋）	10室
・認知症専門棟	40床	・個室（一人部屋）	4室
		・多床室（四人部屋）	9室

※ 認知症による問題行動が特に著しい方は、認知症専門棟でサービスを提供いたします。この場合、個室料金は掛かりません。

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - ・朝食 7時30分
  - ・昼食 11時30分
  - ・夕食 17時30分
- ③ 入浴

※ 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 日常生活介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 療養食の提供
  - ※ 医師の指示に基づき療養食が必要な方に提供します。
- ⑨ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理。
- ⑩ 理美容サービス（原則週1回実施します。）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
  - ※ これらのサービスの中には、基本料金の他に利用料金が掛かるものもあります。  
具体的には別紙2の料金表でご確認下さい。

### 3. 利用料金

#### （1）基本料金

※ 別紙2の料金表をご覧下さい。

#### （2）他の料金

※ 別紙2の料金表をご覧下さい。

#### （3）支払い方法

- ① 毎月10日に、前月分の利用料請求書を発行します。その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ② お支払い方法は、金融機関口座振替、郵便局自動払込、指定銀行口座振込の3方法があります。入所時にお選び下さい。
- ③ 前号①②において請求しました利用料が、1ヵ月以上お支払いのない場合は、本人または身元引受人宛で利用料お支払いの督促状を発行いたします。
- ④ 前号③に続き、3ヶ月以上お支払いのない場合は、「入所利用同意書兼誓約書」に記された連帯保証人にも、利用料お支払いの督促状を発行いたします。
- ⑤ 前号④に続き、その支払を督促したにも拘わらず3ヶ月以上にわたり、そのお支払が認められない場合は、特別な事情がない限り当施設の利用を解除、終了（退所）させていただきます。

### 4. 緊急時の対応

当施設では、利用者に対し施設医の医学的判断により対診が必要と認める場合、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、速やかに対応をお願いするようにしています。なお、急を要する場合には、利用者及び身元引受人が指定する方に対し緊急連絡します。

#### （1）協力医療機関

- ・ 名 称：十和田市立中央病院  
住 所：十和田市西十二番町14番8号  
電 話：0176（23）5121
- ・ 名 称：十和田第一病院  
住 所：十和田市東三番町10番70号  
電 話：0176（22）5511

## (2) 協力歯科医療機関

- ・ 名 称：佐々木歯科クリニック  
住 所：十和田市西二番町3-25  
電 話：0176（24）5511
- ・ 名 称：小川歯科  
住 所：青森県上北郡七戸町字七戸324-5  
電 話：0176（58）6480

## 5. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の身元引受人・代理人、お住まいの市町村、居宅介護支援事業者に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止を防ぐ為の対策を講じます。

なお、当事業所の施設サービスの提供に起因する事故により、当事業所に法律上の損害賠償責任がある場合には速やかに損害賠償いたします。

（この場合の損害賠償責任とは、裁判上の確定判決によることを必要とするものではありません。）

事故例として、次のような事故で法律上の賠償責任がある場合に損害賠償いたします。

- ・リハビリ中、指導者のミスによりケガ
- ・体位変換時のミスにより骨折
- ・手すりが壊れていて転倒してケガ等

※事故が不可抗力で事業所側の責任がない場合は、お支払いできない場合がございます。

## 6. 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び身元引受人・代理人の秘密をもらしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び身元引受人・代理人の秘密をもらしません。
- (3) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書（別紙3）による同意を得た上で、必要最低限の範囲内で、利用者または身元引受人・代理人の個人情報を用います。

## 7. 施設利用に当たっての留意事項

### (1) 食 事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を召し上がつていただきます。食事は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので食事の持ち込みはお断りさせていただきます。

### (2) 面 会

- ・ 出来るだけ頻繁に面会をお願いします

- ・ 面会時は、施設玄関に備え付けの「面会カード」にご署名下さい。
- ・ 面会時間は原則として、9：00～19：00です。
- ・ 面会時間以外の面会は、職員にお尋ね下さい。
- ・ 食べ物の差し入れは、職員にお尋ね下さい。

(3) 外出・外泊

- ・ 外出・外泊は施設長の許可によります。
- ・ ご希望の場合は、早めにサービスステーションまで届け出て下さい。
- ・ 外泊は、原則として1ヶ月につき7泊8日を限度として下さい。

(4) 飲酒・喫煙

- ・ 施設利用中は、禁酒・禁煙となります。

(5) 金銭・貴重品

- ・ 盗難・事故等防止のため、利用者本人に預けることはご遠慮下さい。

(6) 外泊時等の施設外での受診

- ・ 外泊時に病院等を受診することは、原則として出来ませんので、十分ご注意下さい。
- ・ 利用者が入所中に、身元引受人の方等が病院等で薬をもらうことも出来ませんので、同じくご注意下さい。

(7) その他

- ・ ペット等生き物の持ち込みは禁止します。
- ・ 職員への金銭・贈り物等の心づかいは一切無用です、固くお断りいたします。

8. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等は禁止します。

もし、再三の注意にもかかわらず、これらの行為、活動を止めない場合は、施設利用を解除・終了(退所)させていただく場合もありますので、ご了承ください。

10. サービス内容に関する苦情

当施設では、別紙4の通りお客様相談・苦情窓口及び苦情処理体制を整えています。また、施設玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご覧下さい。また、当事業所種養成校等から実習生を受け入れております。育成過程において各種サービスの提供等に携わる場合は、ご協力をお願い致します。

介護老人保健施設サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所

所在地 十和田市大字洞内字長田 60番の6

名称 介護老人保健施設とわだ

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により事業者から介護老人保健施設サービスについての重要事項の説明を受けました。

【 利用者 】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【 身元引受人・代理人 】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印